

【別表1：単位円】

利用者負担第一段階

	施設利用料	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
保険適用	施設サービス費	651	722	792	863	933
	日常生活継続支援加算	22	22	22	22	22
	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	19	19	19	19	19
	夜勤職員配置加算	22	22	22	22	22
	個別機能訓練加算	12	12	12	12	12
食事	食事代	300	300	300	300	300
住居	住居費	0	0	0	0	0
合計(1日)		1,026	1,097	1,167	1,238	1,308
合計(30日)		30,780	32,910	35,010	37,140	39,240
高額申請後差額(-15,000)		6,780	8,910	11,010	13,140	15,240
合計(高額申請後30日)		24,000	24,000	24,000	24,000	24,000

利用者負担第二段階

	施設利用料	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
保険適用	施設サービス費	651	722	792	863	933
	日常生活継続支援加算	22	22	22	22	22
	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	19	19	19	19	19
	夜勤職員配置加算	22	22	22	22	22
	個別機能訓練加算	12	12	12	12	12
食事	食事代	390	390	390	390	390
住居	住居費	320	320	320	320	320
合計(1日)		1,436	1,507	1,577	1,648	1,718
合計(30日)		43,080	45,210	47,310	49,440	51,540
高額申請後差額(-15,000)		6,780	8,910	11,010	13,140	15,240
合計(高額申請後30日)		36,300	36,300	36,300	36,300	36,300

利用者負担第三段階

	施設利用料	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
保険適用	施設サービス費	651	722	792	863	933
	日常生活継続支援加算	22	22	22	22	22
	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	19	19	19	19	19
	夜勤職員配置加算	22	22	22	22	22
	個別機能訓練加算	12	12	12	12	12
食事	食事代	650	650	650	650	650
住居	住居費	320	320	320	320	320
合計(1日)		1,696	1,767	1,837	1,908	1,978
合計(30日)		50,880	53,010	55,110	57,240	59,340
高額申請後差額(-24,600)		0	0	1,410	3,540	5,640
合計(高額申請後30日)		50,880	53,010	53,700	53,700	53,700

利用者負担第四段階

	施設利用料	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
保険適用	施設サービス費	651	722	792	863	933
	日常生活継続支援加算	22	22	22	22	22
	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	19	19	19	19	19
	夜勤職員配置加算	22	22	22	22	22
	個別機能訓練加算	12	12	12	12	12
食事	食事代	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380
住居	住居費	320	320	320	320	320
合計(1日)		2,426	2,497	2,567	2,638	2,708
合計(30日)		72,780	74,910	77,010	79,140	81,240

ア 口腔維持機能加算の創設

加算	単位数	要件
経口移行加算	28/日	経口で食事が摂取できるものの摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるものに対し、経口維持計画作成、経過に従い特別な管理を行う場合
経口維持加算Ⅰ	28/日	著しい誤嚥が認められるものを対象
経口維持加算Ⅱ	5/日	誤嚥が認められるものを対象(原則180日)
経口機能維持管理加算	30/月	歯科衛生士が月1回以上の指導があった場合

イ 在宅復帰機能の強化

加算	単位数	要件
在宅復帰支援機能加算	10/日	退所後の在宅生活について本人・家族等の相談支援を行うとともに、居宅介護支援事業者、主治医と連携を取り一定割合以上の在宅復帰を実現している。

ウ 看取り介護加算 (ターミナル体制)

加算	単位数	要件
看取り介護加算	死亡日以前4~30日 80/日	この加算をしている施設で医師が終末期にあると判断した入所者について、医師、看護師、介護スタッフが共同して本人または、家族の同意を得て看取り看護を行った場合に、死亡日以前30日を上限として加算できる。 ※退所日の翌日から死亡日までの間は算定しない。
	死亡前日・前々日 680/日	
	死亡日 1, 280/日	

エ 在宅・入所相互利用加算

加算	単位数	要件
在宅・入所相互利用加算	30/日	在宅生活を継続する観点から、在宅と施設それぞれの介護支援専門員が利用者に関する情報交換を十分行いつつ、複数の利用者が在宅期間及び入所期間(3ヶ月を限度)を定め、介護老人福祉施設の同一の個室を計画的に利用する場合。

オ 身体拘束に廃止に向けた取組強化

減算	単位数	要件
身体拘束廃止未実施減算	▲5/日	身体拘束が原則上行っておらず、例外的に行っている場合でも記録等義務づけられており、こうした基準を満たしていない場合。